

〔資料編〕

1	本県における取組状況	1
2	県内公立図書館等一覧	2
3	子どもの読書活動の推進に関する法律	6
4	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）	8
5	青森県子ども読書活動推進協議会設置要項	13
6	青森県子ども読書活動推進協議会委員名簿	14

1 本県における取組状況

(1) 市町村子ども読書活動推進計画策定率 (平成21年4月1日現在)

	青 森 県		全 国	
策定済み	21 / 40市町村	52.5%	653市町村 / 1,803市町村	36.2%

(2) 学校図書館図書標準の達成状況 (の左の数値は平成16年度末、右の数値は平成19年度末)

	青 森 県		全 国	
小学校	18.5%	21.5%	37.8%	42.0%
中学校	9.8%	17.4%	32.4%	36.8%

「学校図書館図書標準」は、平成5年に文部省(当時)が公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した学校図書館の蔵書冊数の標準です。

(3) 公立図書館と連携する学校 (の左の数値は平成17年、右の数値は平成20年。以下同じ)

	青 森 県		全 国	
小学校	39.8%	45.3%	57.3%	69.6%
中学校	12.6%	11.7%	32.6%	37.0%

(4) ボランティアと連携する学校

	青 森 県		全 国	
小学校	37.6%	60.2%	59.9%	76.5%
中学校	2.7%	8.2%	12.7%	20.7%

(5) 学校図書館の図書情報のデータベース化

	青 森 県		全 国	
小学校	32.7%	43.7%	29.7%	45.1%
中学校	31.7%	40.9%	30.1%	45.4%

(6) 全校一斉の読書活動を行う学校

	青 森 県		全 国	
小学校	87.6%	97.5%	88.5%	97.9%
中学校	70.5%	84.8%	73.9%	88.3%

(7) 読み聞かせやブックトークを行う学校

	青 森 県		全 国	
小学校	読み聞かせや ブックトーク 49.2%	読み聞かせ 84.1%	読み聞かせや ブックトーク 70.7%	読み聞かせ 94.0%
		ブックトーク 20.3%		ブックトーク 23.9%
中学校	読み聞かせや ブックトーク 1.7%	読み聞かせ 2.9%	読み聞かせや ブックトーク 20.6%	読み聞かせ 23.9%
		ブックトーク 4.1%		ブックトーク 16.5%

読み聞かせ、ブックトークのそれぞれに関する調査項目は、平成20年度のみ。

(1)は、県教育委員会による調査

(2)から(7)は、平成17年度及び平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)より

2 県内公立図書館等一覧

(1) 公立図書館

	施設名	郵便番号	所在地	開館時間	休館日		祝日 開館	開館 日数	電話番号	FAX番号
					毎週	毎月				
	青森県立図書館	030-0184	青森市荒川藤戸119-7	9:00～19:00		4木		338	017-739-4211	017-739-8353
1	青森市民図書館	030-0801	青森市新町一丁目3-7	10:00～21:00				339	017-776-2455	017-776-2400
2-1	弘前市立弘前図書館	036-8356	弘前市下白銀町2-1	9:30～19:00	月	3木		290	0172-32-3794	0172-36-8360
2-2	弘前市立岩木図書館	036-1313	弘前市賀田一丁目18-3	9:00～19:00	月			304	0172-82-1651	0172-82-3426
2-3	弘前市立相馬図書館	036-1503	弘前市五所字野沢44-3	9:00～16:00	日			245	0172-84-2316	0172-84-2328
3-1	八戸市立図書館	031-0022	八戸市糠塚字下道2-1	9:00～19:00		月末		325	0178-22-0266	0178-71-1312
3-2	八戸市図書館情報センター	039-1101	八戸市尻内町字館田1-1	10:00～20:00		月末		325	0178-70-2600	0178-70-2601
3-3	八戸市立南郷図書館	031-0111	八戸市南郷区市野沢字中市野沢39-1	9:00～19:00		月末		278	0178-60-8100	0178-60-8130
4-1	五所川原市立図書館	037-0046	五所川原市字栄町119	9:30～18:00	月	3木		250	0173-34-4334	0173-34-3256
4-2	伊藤忠吉記念図書館	037-0202	五所川原市金木町芦野345-12	9:30～17:00	月	3木		274	0173-53-3049	0173-53-3049
4-3	五所川原市立図書館市浦分館	037-0401	五所川原市相内349-1	9:30～17:00	土日	3木		223	0173-62-2111	0173-62-2115
5-1	十和田市民図書館	034-0081	十和田市西十三番町2-8	9:00～19:00	月			301	0176-23-7808	0176-25-3838
5-2	十和田湖図書館	034-0301	十和田市奥瀬字下川目126	9:00～20:00		月末		347	0176-72-2085	0176-72-2127
6	三沢市立図書館	033-0031	三沢市桜町一丁目5-43	9:00～20:00		13月 月末		320	0176-53-6040	0176-53-9883
7-1	むつ市立図書館	035-0073	むつ市中央二丁目3-10	9:00～19:00	月	4木		281	0175-28-3500	0175-28-3400
7-2	むつ市立図書館川内分館	039-5201	むつ市川内町? 木153	8:30～17:00				359	0175-42-3113	0175-42-4282
7-3	むつ市立図書館大畑分館	039-4401	むつ市大畑町中島108-5	9:00～17:00	土日			242	0175-34-2321	0175-34-2322
7-4	むつ市立図書館脇野沢分館	039-5311	むつ市脇野沢渡向107-1	9:00～21:00				357	0175-44-2110	0175-44-3898
8-1	平川市平賀図書館	036-0102	平川市光城二丁目30-1	9:00～18:00	月	4木		291	0172-44-7665	0172-44-8780
8-2	平川市尾上図書館	036-0242	平川市猿賀字南田15-1	9:00～18:00	月	4木		291	0172-57-5980	0172-57-3323
8-3	平川市碓ヶ関公民館	038-0101	平川市碓ヶ関字三笠山78	9:00～22:00				注1	0172-46-2104	0172-46-2105
9	平内町立図書館	039-3321	平内町小湊字小湊79-3	9:00～17:00		24日		319	017-755-2138	017-755-3954
10-1	藤崎町図書館大夢	038-3802	藤崎町藤崎字中村井21-1	9:00～17:00	月	3日、月末		277	0172-75-2288	0172-89-7080
10-2	常盤ふるさと資料館あすか (21.4.1現在、旧公民館図書室から移転中)	038-1204	藤崎町水木字村元15-1	9:00～16:30	月			注1	0172-65-4567	0172-65-2080
11	板柳町民図書館	038-3661	板柳町福野字実田11-7	9:00～17:00	月			307	0172-72-1161	0172-72-1170
12-1	中泊町図書館	037-0305	中泊町中里字紅葉坂210	9:00～16:45	月	4木		283	0173-69-1111	0173-69-1115
12-2	中泊町教育委員会小泊事務所	037-0522	中泊町小泊字小泊488	8:15～17:15	日	245土		注1	0173-64-2679	0173-27-9004
13	野辺地町立図書館	039-3131	野辺地町字野辺地1-1	9:00～17:00	月			293	0175-64-2195	0175-72-8380
14-1	七戸中央図書館	039-2524	七戸町字寺裏22	8:30～18:00				340	0176-62-2119	0176-62-3044
14-2	七戸中央公民館	039-2827	七戸町字森ノ上210	9:00～18:00				注1	0176-68-2920	0176-68-2176
15	六戸町立図書館	039-2371	六戸町犬落瀬字前谷地61	9:30～18:00	月	3日		285	0176-55-4561	0176-55-5514
16	横浜町民図書館	039-4141	横浜町字三保野57-8	9:00～17:00	月			306	0175-78-6100	0175-78-6112
17	東北町立図書館	039-2401	東北町上野字上野191-1	9:00～18:00	火			286	0176-56-2261	0176-56-2261
18-1	六ヶ所村民図書館	039-3212	六ヶ所村尾敷字野附1-8	9:30～19:00	月			301	0175-72-3405	0175-72-3407
18-2	六ヶ所村民図書館中央公民館分館	039-3212	六ヶ所村尾敷字野附478-2	8:15～17:15	土日			246	0175-72-2111	0175-72-2246
18-3	六ヶ所村民図書館泊地区公民館分館	039-4301	六ヶ所村泊字川原159-17	8:15～17:15	土日			241	0175-77-2239	0175-77-2082
18-4	六ヶ所村民図書館千歳地区公民館分館	039-3215	六ヶ所村倉内字笠崎289-1	8:15～17:15	土日			243	0175-74-2074	
19-1	おいらせ町立図書館	039-2222	おいらせ町下前田145-1	9:00～19:00	月			304	0178-52-3900	0178-50-1022
19-2	おいらせ町立中央公民館	039-2136	おいらせ町中下田159	9:00～21:00				注1	0178-56-2251	0178-56-2690
20	三戸町立図書館	039-0141	三戸町川守田字関根20-1	10:00～18:00	月	最終木		296	0179-22-1731	0179-22-1606
21	五戸町図書館	039-1558	五戸町字館1-1	10:00～19:00	月	月末		293	0178-61-1040	0178-61-1039
22	田子町立図書館	039-0201	田子町田子字天神堂向22-9	10:00～18:00	月火	4木		238	0179-20-7221	0179-20-7224

注1 未調査

	施設名	蔵書冊数		図書費 21年度予算 (千円)	児童サービス等			学校等との連携			ポ ラ ン テ イ ア の 連 携	主催行事	
		総冊数 (冊)	うち児童書 冊数 (冊)		児童 室	専用 カウン ター	YA サー ビス	学校	学校 図書 館	保育園 幼稚園		お話し 会 (回)	展示 (回)
	青森県立図書館	798,742	53,820	48,695								22	
1	青森市民図書館	771,611	158,568	30,906								124	回数不明
2-1	弘前市立弘前図書館	489,612	85,283	15,224								50	13
2-2	弘前市立岩木図書館	29,858	4,923	1,800								49	2
2-3	弘前市立相馬図書館	5,938		90									
3-1	八戸市立図書館	398,238	89,515	19,600								144	5
3-2	八戸市図書情報センター	4,653	2,162	注2									
3-3	八戸市立南郷図書館	35,566	14,046	注2								24	24
4-1	五所川原市立図書館	99,371	22,278	1,600								11	12
4-2	伊藤忠吉記念図書館	13,081		50									
4-3	五所川原市立図書館市浦分館	3,636		50									
5-1	十和田市民図書館	101,950	21,999	9,700								6	14
5-2	十和田湖図書館	14,769	6,323	1,000								1	
6	三沢市立図書館	110,811	23,362	5,000								56	8
7-1	むつ市立図書館	133,701	23,942	4,600								50	1
7-2	むつ市立図書館川内分館	7,426	2,804	注2									
7-3	むつ市立図書館大畑分館	9,035	2,157	注2									
7-4	むつ市立図書館脇野沢分館	4,210	1,704	注2									
8-1	平川市平賀図書館	82,959	25,521	3,200								3	8
8-2	平川市尾上図書館	37,854	10,441	600								24	
8-3	平川市碓ヶ間公民館	9,032		200									
9	平内町立図書館	60,833	5,976	740								6	2
10-1	藤崎町図書館大夢	52,178	11,858	1,100								15	
10-2	常盤ふるさと資料館あすか			注2									
11	板柳町民図書館	28,865		1,000								14	
12-1	中泊町図書館	53,287	12,840	1,190									
12-2	中泊町教育委員会小泊事務所	8,886	4,410	150									
13	野辺地町立図書館	82,350	26,757	1,000								23	12
14-1	七戸中央図書館	44,784	15,439	850								3	6
14-2	七戸中央公民館	13,412		700								4	
15	六戸町立図書館	30,516	19,780	850								14	回数不明
16	横浜町民図書館	23,786	5,684	390								1	7
17	東北町立図書館	57,539		2,000								15	
18-1	六ヶ所村民図書館	44,864	12,412	4,536								24	
18-2	六ヶ所村民図書館 中央公民館分館	393		注2									
18-3	六ヶ所村民図書館 泊地区公民館分館	2,863		注2									
18-4	六ヶ所村民図書館 千歳平地区公民館分館	2,721		注2									
19-1	おいらせ町立図書館	53,901		800								24	回数不明
19-2	おいらせ町立中央公民館	6,757		10									
20	三戸町立図書館	53,487	15,283	2,000									
21	五戸町図書館	93,336	20,205	1,700								15	1
22	田子町立図書館	31,198	10,553	1,050								24	12

注2 本館分を含む

(2) 公民館図書室等

	施設名	郵便番号	所在地	開館時間	休館日		祝日 開館	開館 日数	電話番号	FAX番号
					毎週	毎月				
1	スポカレイン黒石図書コーナー	036-0316	黒石市くみの木3-65	9:00～18:00	月			**	0172-53-2188	0172-53-2188
2-1	つがる市生涯学習交流センター「松の館」	038-3138	つがる市木造若緑52	9:00～19:00				**	0173-49-1200	0173-49-1212
2-2	つがる市森田公民館	038-2816	つがる市森田町森田月見野119-2	8:30～17:15	土日			**	0173-26-2566	0173-26-2567
2-3	つがる市柏公民館	038-3104	つがる市柏桑野木田字鶴野69-2	8:30～17:15	土日			**	0173-25-2200	0173-25-2205
2-4	つがる市稲垣公民館	037-0104	つがる市稲垣町豊川宮川31-1	8:30～17:15		月末		**	0173-46-2156	0173-46-2317
2-5	つがる市牛潟公民館	038-3305	つがる市牛潟町鷺野29-789	8:30～17:15		月末		**	0173-56-2143	0173-56-2118
3	今別町立中央公民館	030-1502	今別町今別字今別166	9:00～16:30				**	0174-35-2157	0174-35-3923
4	蓮田村ふるさと総合センター	030-1203	蓮田村郷沢字浜田136-76	8:15～17:00	土日			**	0174-31-3111	0174-31-3112
5-1	外ヶ浜町中央公民館	030-1302	外ヶ浜町字蟹田中師宮本80-1	9:00～17:00	月			**	0174-22-3175	0174-22-3162
5-2	外ヶ浜町平館公民館	030-1411	外ヶ浜町字平館根岸字湯の沢163-3	9:00～17:00	月			**	0174-25-2141	0174-25-2118
5-3	外ヶ浜町三蔵公民館	030-1731	外ヶ浜町字三蔵本町139	9:00～17:00	月			**	0174-37-2641	0174-37-2999
6	日本海拠点館あしがさわ	038-2761	鯉ヶ沢町舞戸町字北禿181	9:00～17:45	火水	4木		**	0173-72-5555	0173-72-5565
7-1	太宰の宿「ふかうら文学館	038-2324	深浦町深浦字浜町134	8:30～17:00	月11-3			**	0173-84-1070	0173-84-1070
7-2	深浦町岩崎公民館	038-2202	深浦町岩崎字松原51-7	8:15～17:00	土日			**	0173-77-2212	0173-77-2664
8	西目屋村中央公民館	036-1411	西目屋村田代字稲元143	9:00～22:00				**	0172-85-2858	0172-85-3132
9	大鰐町中央公民館	038-0211	大鰐町大鰐字前田51-8	9:00～18:00	月			**	0172-48-3201	0172-48-3215
10	田舎館村中央公民館 図書室「田舎館中学校内メディアセンター」	038-1121	田舎館村畑中字観妙寺40-1	9:30～15:30	金土			**	0172-43-8003	0172-58-2219
11	鶴田町公民館	038-3503	鶴田町鶴田字沖津189-1	8:15～21:00				**	0173-22-2818	0173-22-6017
12	大間町立公民館	039-4601	大間町大間字大間91	9:00～16:30	土日			**	0175-37-2103	0175-37-4661
13	東通村教育委員会	039-4292	東通村砂子又字沢内5-34					**	0175-27-2111	0175-27-3027
14	風間浦村中央公民館	039-4502	風間浦村易国間字大川目28-5	8:15～17:00	土日			**	0175-35-2210	0175-35-2123
15	佐井村中央公民館	039-4711	佐井村佐井字糠森20					**	0175-38-4506	0175-38-4512
16-1	南部町立中央公民館	039-0503	南部町平字広場36	9:00～21:00		3日		**	0178-76-2323	0178-76-2413
16-2	南部町立福地公民館	039-0802	南部町苔米地字下宿22-1	8:15～17:00	土日			**	0178-84-2128	0178-84-2128
17	階上町道仏公民館	039-1201	階上町道仏字横沢15-4	9:00～17:00				**	0178-89-2110	0178-89-2110
18	新郷村教育委員会	039-1801	新郷村戸来字風呂前10	8:15～18:00				**	0178-78-2111	0178-78-3294

	施設名	蔵書冊数		図書費 21年度予算 (千円)	児童サービス等			学校等との連携			ポ ラ ン テ イ 携 ア	主催行事	
		総冊数 (冊)	うち児童書 冊数 (冊)		児童 室	専 用 カ ン テ ン	YA サ ー ビ ス	学 校	学 校 図 書 館	保 育 園 幼 稚 園		お 話 し 会 (回)	展 示 (回)
1	スボカルイン黒石図書コーナー	32,317	8,946	700		-						18	
2-1	つがる市生涯学習交流センター「松の館」	20,231	2,373	180		-							
2-2	つがる市森田公民館	5,000	644	50	-	-							
2-3	つがる市柏公民館	8,975	3,877	50	-	-							
2-4	つがる市稲垣公民館	16,355		140									
2-5	つがる市牛淵公民館	2,873		20									
3	今別町立中央公民館	12,020	-	50	-	-						6	
4	蓮田村ふるさと総合センター	12,171	4,908	0		-							
5-1	外ヶ浜町中央公民館	6,340	535	40		-							
5-2	外ヶ浜町平館公民館	10,000		-									
5-3	外ヶ浜町三厩公民館	9,057		0									
6	日本海拠点館あしがさわ	22,808	6,197	260		-						13	
7-1	伏魔の宿「ふかづら」文学館	7,406	3,000	30		-							1
7-2	深浦町岩崎公民館	6,730	2,070	-	-	-							
8	西目屋村中央公民館	11,807	2,767	30		-							
9	大鰐町中央公民館	23,992	8,800	500	-	-							2
10	田舎館村中央公民館 田舎館中学校内メディアセンター	12,680		500								回数不明	
11	鶴田町公民館	12,277	2,070	400		-							
12	大間町立公民館	2,765	1,752	0	-	-							
13	東通村教育委員会	1,111		0									
14	風間浦村中央公民館	1,500	500	50	-	-							
15	佐井村中央公民館	9,920		0									
16-1	南部町立中央公民館	9,300		0								12	
16-2	南部町立福地公民館	7,081		105									
17	階上町道仏公民館	8,670	-	400		-							
18	新郷村教育委員会	10,556	-	70	-	-							

青森県立図書館作成「青森県の図書館」(平成21年度)より

3 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動基本計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）

[平成13年7月18日 文部科学省告示第132号]

図書館法（昭和25年法律第118号）第18条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を次のように定め、平成13年7月18日から施行する。

1 総 則

(1) 趣 旨

この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号）第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、もって公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。

公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設 置

都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。

資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。

地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。

都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集・提供等

住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実に努め、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職・転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。

館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実に資するとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(10) 図書館協議会

図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設 設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収集、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器、視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう求めるとともに、また利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。

都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通の確保に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4) 図書館間の連絡調整等

都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。

都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

(5) 調査 研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の要求や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する3の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(7) 職員

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか、3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(8) 施設 設備

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

5 青森県子ども読書活動推進協議会設置要項

(設置)

第1条 「青森県子ども読書活動推進計画」を改定し、子どもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、関係者等で構成する青森県子ども読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野から、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

子どもの保護者
学校図書館関係者
市町村立図書館関係者
公民館（図書室等）関係者
幼稚園関係者
保育所関係者
読書活動グループ・NPO等関係者
書籍販売業関係者
母子福祉（ブックスタート等）関係者
学識経験者

3 委員の任期は、委嘱した日から平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(招集)

第4条 推進協議会の会議は、教育長が招集する。

(オブザーバー)

第5条 推進協議会の会議には、必要に応じて県の関係部局からオブザーバーを招集することができる。

(専門委員会)

第6条 推進協議会に専門委員会を置く。

2 専門委員会は、推進協議会の協議事項の原案を作成する。

3 専門委員会は、推進協議会の会長が指名する委員及びオブザーバーをもって構成する。

4 専門委員会の委員長は、推進協議会の会長が指名する。

第7条 推進協議会の庶務は、青森県教育庁生涯学習課において掌理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要項は、平成21年6月25日から施行する。

6 青森県子ども読書活動推進協議会委員

(1) 青森県子ども読書活動推進協議会委員（任期：平成21年8月7日～平成22年3月31日）

番号	職	氏名	備考
1	青森県PTA連合会前副会長	大坂 美保	
2	青森県学校図書館協議会副会長 油川小学校長	阿部 松雄	
3	青森市民図書館長	高杉 昇	副会長
4	蓬田村ふるさと総合センター主査	工藤 由紀子	
5	大湊幼稚園 園長	佐々木 正	
6	社団法人青森県保育連合会会長	佐藤 秀樹	
7	平川市読書推進運動協議会会長	今井 千都子	
8	青森県書店商業組合理事長	鶴谷 祿郎	
9	十和田市健康推進課係長	山田 広美	
10	青森大学社会学部社会学科教授	石橋 修	会長

(2) 専門委員会

番号	職	氏名	備考
1	青森県学校図書館協議会副会長 油川小学校長	阿部 松雄	
2	青森市民図書館長	高杉 昇	
3	社団法人青森県保育連合会会長	佐藤 秀樹	
4	青森大学社会学部社会学科教授	石橋 修	委員長
5	環境生活部青少年・男女共同参画課 主幹	中原 亨	オブザーバー
6	健康福祉部こどもみらい課 主査	黒滝 和代	オブザーバー
7	教育庁学校教育課 主任指導主事	鎌田 仁	オブザーバー
8	青森県立図書館 主事・司書補	妻神 昭子	オブザーバー

青森県子ども読書活動推進計画（第二次）

平成22年3月

青森県教育庁生涯学習課

〒030-8540

青森市新町二丁目3番1号

TEL 017-734-9888

FAX 017-734-8272